

## 平成26年度大口町国民健康保険保健事業実施計画

### 1 目的

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、大口町国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図り、地域の特性を踏まえた保健事業を実施することを目的とする。

### 2 基本方針

#### (1) 特定健康診査等事業の推進

生活習慣病の早期発見と予防を図るため、内蔵脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。また、被保険者の状況に応じた受診環境及び指導体制の整備に努める。

#### (2) 疾病予防事業の推進

生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び治療のため、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として人間ドック及び脳ドックを実施し、検査に要する費用の一部を助成する。

健康、医療等に関する相談を24時間受け付ける電話の窓口を開設する。

生活習慣の改善や介護予防への意識啓発により「元気づくり」意識を高めるため、体力測定の実施、健康づくりに繋がる講座を実施する。

#### (3) 医療費適正化に関する普及啓発事業の推進

被保険者の医療費の適正化を図るため、各種の普及啓発事業を実施する。

#### (4) 関係機関等との連携

関係機関、団体及び庁内関係部署と連携し、保健事業を円滑に実施する。

### 3 事業計画

#### (1) 特定健康診査等事業

##### ア 特定健康診査

##### ① 個別健康診査

- ・対象者 40歳以上の被保険者
- ・受診方法 健康診査記録票が送付された後、対象者が直接、指定医療機関に予約し、受診する。
- ・実施期間 平成26年7月1日（火）～10月31日（金）
- ・実施場所 大口町及び扶桑町内の指定医療機関
- ・自己負担 1,000円

- ・案内方法 対象者へ健康診査記録票を郵送（健康に関するリーフレットを同封）、広報6月号及びホームページへの掲載

## ② 集団健康診査

- ・対象者 40歳以上の被保険者で、個別健康診査の未受診者
- ・受付期間 平成26年12月上旬から平成27年1月上旬までに電話（年末年始の土、日曜日及び休日を除く。）又はEメールにより予約する。
- ・定員 先着50人（定員になり次第、受付終了）
- ・実施日 平成27年1月17日（土）午前中
- ・実施場所 大口町健康文化センター
- ・自己負担 1,000円
- ・案内方法 個別健康診査未受診者へ勧奨案内を郵送、広報12月号及びホームページへの掲載

## イ 特定保健指導

- ・対象者 特定健康診査受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者
- ・実施期間 平成26年4月～平成27年3月（4グループに分けて実施。随時、個別対応も実施）
- ・実施場所 大口町健康文化センター
- ・案内方法 対象者へ案内文（健康に関するリーフレットを同封）を郵送

## ウ 受診勧奨及び重症化予防

- ・特定健康診査の経年受診者で平成26年度未受診の者に対し、案内文を郵送することにより、特定健康診査の受診を勧奨する。
- ・重症化予防対策として、特定健康診査の項目（血圧、血糖値）のうち、受診が必要な数値以上の者に対し、電話相談や家庭訪問を実施し、生活習慣の改善を支援する。
- ・重症化予防対策の検討及び実施に当たっては、引き続き、健康生きがい課と連携して進める。

## (2) 疾病予防事業

### ア 人間ドック及び脳ドック

- ・対象者 平成26年4月1日現在30歳以上75歳未満で、1年以上（平成25年4月2日以前から引き続き）加入している被保険者、かつ、平成26年3月31日現在、国民健康保険税を完納している世帯に属する被保険者（一世帯につき2人まで）。
- ・受付期間 平成26年4月1日（火）～11日（金）
- ・定員 人間ドックのみ 200人程度

脳ドック併用 100人程度

\*予算枠を超える応募があった場合は、抽選により決定。

- ・実施期間 平成26年5月中旬～6月末日（予定）
- ・実施場所 指定医療機関
- ・自己負担 人間ドックのみ 9,000円  
脳ドック併用 24,000円  
\*自己負担額は、年齢又は所得に関わらず一律。一部の指定医療機関で、自己負担額が異なる。
- ・案内方法 広報4月号及びホームページへの掲載
- ・追加検診 子宮がん及び乳がんの検診は、人間ドックと併せて申込み可。  
\*指定医療機関により、検査日や費用が異なる。

#### イ 電話健康相談

夜間や休日等、一般診療時間外に軽症患者が救急外来を受診することを抑制するため、24時間対応の電話による健康相談を実施する。また、電話相談事業を周知するためのシール及びチラシを作成し、加入している全世帯に配布する。

#### ウ 元気づくりサポーター養成講座

健康福祉部各課の連携により、医療費と介護サービス費抑制のための取組として実施している「おおぐち2万人元気計画」の「2万人体力測定」を支えるサポーターを養成する。講座の実施にあたっては、平成26年度愛知県国民健康保険団体連合会国保保健事業を活用する。

- ・対象者 新規受講者及び既受講者（平成24、25年度）
- ・日 時 平成26年5月16日（金）午後1時30分～午後3時30分  
19日（月）午後1時00分～午後4時00分  
30日（金）午後1時00分～午後4時00分
- ・場 所 大口町健康文化センター 1階 多目的室 他
- ・内 容 講義、演習、実習（東海学園大学の協力による）

#### エ 国保データベースシステム等の活用

平成26年3月、愛知県国民健康保険団体連合会により、「国保データベース（KDB）システム」及び「愛知県独自医療費分析支援システム（AI Cube）」の提供が開始されたため、健康福祉部各課と連携しながら各種データを分析し、疾病予防や健康づくりに関する現状把握、課題の抽出、事業の実施に繋げていく。

### (3) 医療費適正化に関する普及啓発事業

#### ア 優良表彰家庭の表彰

前年度1年間、一度も医療機関にかかっておらず、かつ、国民健康保険税の

滞納のない世帯に対し、記念品を贈呈する。

#### イ エイズに関する広報及び啓発

エイズに関する知識の周知を図るため、6月の国民健康保険税決定通知の際にパンフレットを同封する。

#### ウ 医療費の通知

2か月分の受診状況を年6回、国民健康保険で診療を受けた医療費の額等を通知し、被保険者に受診実態を確認してもらうことにより、適切な受診を促す。

#### エ 健康相談

11月に開催する健康まつりの会場に「健康チェック」のコーナーを設け、体組成計等を用いて来場者の健康状態を測定し、測定結果をもとに健康相談を実施する。

#### オ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進

医療機関の受診時に提示するカード及びパンフレットを、7月の被保険者証の更新の際に同封し、また、新規加入者に配布する。

後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知（差額通知）を実施する（平成26年度から）。

#### カ ポールウォーキング教室

短時間で効果的なウォーキング方法として、ポールウォーキングを用いた教室を開催し、健康づくりや疾病予防に役立てる。教室の開催にあたっては、平成26年度健康体操普及事業（愛知県国民健康保険団体連合会）を活用する。

#### キ その他

地域・職域連携事業（尾張北部医療圏地域・職域連携推進協議会）の一環として、大口町商工会が実施する健康診断の会場において、体組成計等による測定を通じ、健康意識の向上のための啓発を行う。

町内の団体等の要請に応じ、国民健康保険制度や医療費適正化、疾病予防等に関する講座（出前講座）を実施する。

### (4) 関係機関等との連携

#### ア 関係機関

尾北医師会、尾北歯科医師会、尾北薬剤師会、各医療機関等の関係機関を始め、庁内関係部署と連携し、各事業を円滑に実施する。

#### イ 健康福祉部

生活習慣の改善や介護予防への意識啓発により「元気づくり」意識を高めるため、健康福祉部各課で連携、実施している医療費と介護サービス費抑制のための取組を継続し、体力測定事業を実施する。



## 平成25年度 戸籍保険課 保健事業年間計画

### ○目標

特定健診・特定保健指導を円滑にすすめるとともに、医療費データを分析・活用しながら、新たな健康予防施策を展開する基盤をつくる。

### ○健康を取り巻く背景

大口町の平成22年の高齢化率は18.8%で、愛知県の平均を下回るものの、例外なく高齢化は進んでいる。それに伴い国民健康保険の医療給付費や介護保険給付費は増えており、保険給付とこれを賄う財源である国民健康保険税や介護保険料のバランスを保つことが難しくなっている。

国保・介護の給付費を減らすためには、病気を抑制し、現状の疾病状況や介護の要因等を分析した結果に基づく予防施策を実施していくことが急務となっている。

### ○取組内容

#### ①国保人間ドック

4月から受付開始 5月・6月で人間ドック実施

#### ②特定健診・特定保健指導の実施

特定健診：7月～10月（医療機関で実施）

特定保健指導：4月～3月（平成24年度健診分3グループ+平成25年度健診分4グループ+個別指導）

健診未受診者対策：平成26年1月 集団検診

健診未受診者対策：40歳代の受診率が低いことから、40歳代の健診未受診に受診勧奨を行う。効果的な受診勧奨として、経年受診者で今年度未受診者に対し、受診勧奨を通知する。

\*25年度健診票郵送時、健診の重要性を記したチラシ、リーフレット等を同封する。

特定健診受診率向上対策：効果的な受診勧奨として、経年受診者で今年度未受診者に対し、受診勧奨通知を行う。

#### ③健康相談

随時

#### ④国保連合会 健康体操普及事業

ポールウォーキング教室の実施 4月～7月（12回1コース）

#### ⑤特定健診等実施計画連携事業

特定健診・保健指導の計画の推進をはかるため、国保連合会からのデータを活用し、健康生きがい課と検討しながら健康づくり計画を策定する。

#### ⑥特定健診データとレセプトデータの照合

健診結果で要受診となっている方に対し、レセプトにて受診状況を確認する。訪問により状況を確認し、保健指導を行う（健康生きがい課との連携を検討）。

⑦多受診・頻回受診・療養給付費についての検討

課内で現状や課題、今後の取り組みについて検討する。

⑧元気づくりプロジェクトの推進（健康福祉部3課連携）

体力測定の実施（健康まつり時 小学校区（3か所）にて）

ポールウォーキングの推進 毎月1～2回定例会

⑨健康生きがい課との連携

保健事業の情報共有、検討、報告等 月1回定例会